資料３

○大阪府立万国博覧会記念公園指定管理者評価委員会規則

平成二十八年十月二十八日

大阪府規則第百四十六号

改正　平成二九年二月二七日規則第九号

大阪府立万国博覧会記念公園指定管理者評価委員会規則を公布する。

大阪府立万国博覧会記念公園指定管理者評価委員会規則

（趣旨）

第一条　この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府立万国博覧会記念公園指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条　委員会は、委員七人以内で組織する。

２　委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

３　委員の任期は、十年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二九規則九・一部改正）

（委員長）

第三条　委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は、会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第四条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬）

第五条　委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。

（費用弁償）

第六条　委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

（庶務）

第七条　委員会の庶務は、府民文化部において行う。

（委任）

第八条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二九年規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。